

有害鳥獣捕獲の資格取得手続き

3つの免許・許可が必要です

狩猟免許

振興局の試験に合格すると取得できます

※扱いたい猟具により試験の種類が変わります

猟銃所持許可

猟銃(空気銃含む)を使用する場合に必要になります。
公安委員会(警察署)の講習や試験を受けて取得します
※猟銃を使用しない狩猟免許(わな猟、網猟)の場合は、猟銃所持許可は必要ありません。

有害鳥獣捕獲許可

左記の二つ(わな・網猟の場合は免許のみ)を取得した後、役場が交付します。
(町内の猟友会に入会いただくなど条件があります)

どちらを先に取得しても構いません

湧別町では狩猟免許等の取得に補助金が出ます

- ・免許取得の費用
- ・猟銃所持許可取得の費用
- ・猟銃の購入、銃や弾の保管庫の購入費用
- ・わな等の購入費用

上記のそれぞれについて**費用の約1／2(上限金額あり)**を補助しています。
詳細は経費目安表をご確認ください。

- 注① それぞれ一回のみ。対象額の1,000円未満は切り下げ。
- 注② 猟銃・銃や弾の保管庫の購入費用に対する補助額は10万円が上限。
- 注③ わな等の購入費用に対する補助額は10万円が上限。
- 注④ 個人同士の売買による猟具の取得は補助対象外。
- 注⑤ 取得の翌年度から5年間にわたって有害鳥獣捕獲活動に参加いただくことが条件です。
- 注⑥ 取得の翌年度から5年間の間に、有害鳥獣捕獲活動に従事しなくなったり、補助を受けて取得した道具を譲渡など手放したりした場合は、補助金の返還を求める場合があります。



取得にかかる期間など

- ・早い人で6か月、平均で9か月程度かかります。(試験等の開催時期や取得される方の都合によります)
- ・手続きの一部は平日に時間をとる必要があります。平日のご都合をつけづらい方は取得まで時間がかかる傾向にあります。
- ・わな猟、網猟の免許取得はおおむね3か月程度です。
- ・狩猟免許取得にかかる費用は約2～3万円、猟銃所持許可は約8万円(銃本体、ガンロッカー、装弾ロッカーの費用を除く)。
※詳細は経費目安表をご確認ください。
- ・免許取得時および銃の所持許可の際に、医師の診断が必要になります。
※アルコール依存症ではないかなど精神面での診断です
- ・銃の所持許可手続きの際に身辺調査があります。
※立ち入った質問もありますので不安に思われる方は役場までお問い合わせください



経費目安表

※各手続き時に証明写真が必要な場合があります

※診断書や証明書等には有効期限があるため、期限を過ぎた場合は再度取得が必要になります。

狩猟免許

| 項目 | 申請・手続き先 | 費用（目安） | 備考 |
|------------|---------|---|-----------------------|
| 試験申し込み | 振興局 | | 書類提出前に要事前予約 |
| 医師の診断書 | 医療機関 | 2,000～5,500円 | 初診、再診で異なります |
| 狩猟免許試験予備講習 | 猟友会 | 8,250～1,6500円 | 免許種別により料金は異なります。受講推奨。 |
| 狩猟免許試験の受験 | 振興局 | 5,200円 (1種あたり) | |
| 補助金の申請 | 役場 | 上記総額の1/2 (1,000円未満切り下げ)を補助、 領収書必須 | 合格（免状交付日）から3か月以内に要申請 |

猟銃所持許可

※空気銃(第二種銃猟免許)の場合、火薬類の手続きはありません

| 項目 | 申請・手続き先 | 費用(目安) | 備考 |
|------------|---------|---|------------------------|
| 初心者講習会申し込み | 警察署 | — | |
| 初心者講習会受講 | 警察署 | 6,900円 | |
| 教習資格認定申請 | 警察署 | 8,900円 | |
| 医師の診断書 | 医療機関 | 2,000～5,500円 | 初診、再診で異なります |
| 身分証明書 | 役場 | 300円 | |
| 戸籍抄本 | 役場 | 300円 | |
| 住民票 | 役場 | 300円 | |
| 身辺調査 | 警察署 | — | |
| 火薬類譲受許可証申請 | 警察署 | 2,400円 | |
| 講習用の弾代 | 銃砲店 | 4,000円前後 | |
| 射撃講習受講 | 射撃場 | 35,000円前後 | |
| 銃砲所持許可申請 | 警察署 | 10,500円 | |
| 医師の診断書 | 医療機関 | 2,000～5,500円 | 初診、再診で異なります |
| 補助金の申請 | 役場 | 上記総額の1/2 (1,000円未満切り下げ) を補助、領収書必須 | 所持許可証取得から 3か月以内に要申請 |

猟具・保管庫

| 項目 | 申請・手続き先 | 費用（目安） | 備考 |
|-----------|---------|--|-----------------|
| ガンロッカーの調達 | 銃砲店等 | 0～平均30,000円 | 中古品の購入・譲り受けも可能 |
| 実包保管庫の調達 | 銃砲店等 | 0～平均10,000円 | |
| 保管場所の確認 | 警察署 | — | |
| 猟銃の調達 | 銃砲店等 | 安価なものから高級品まで様々です | 中古品の購入・譲り受けも可能 |
| 猟銃の検査・登録 | 警察署 | — | |
| 補助金の申請 | 役場 | 上記総額の1/2 (1,000円未満切り下げ、 10万円上限)を補助、 領収書必須 | 猟銃等購入後3か月以内に要申請 |

| 項目 | 申請・手続き先 | 費用（目安） | 備考 |
|--------|---------|--|-----------------|
| わな等の購入 | 専門店等 | 安価なものから高級品まで様々です | |
| 補助金の申請 | 役場 | 上記総額の1/2 (1,000円未満切り下げ、 10万円上限)を補助、 領収書必須 | わな等購入後3か月以内に要申請 |

その他費用

※毎年かかる経費(狩猟者登録費用等)です。

※有害鳥獣捕獲の実施隊員になるためには町内の猟友会への入会が必要です。

※狩猟(猟期に実施する狩猟行為)をしない方は必要ない経費も含まれます。

※免許や許可を更新する際(おおむね3年に一回)にも手続き費用がかかります。

| 項目 | 申請・手続き先 | 費用(目安) | 備考 |
|----------|---------|---------------|-------------------------------|
| 猟友会費 | 猟友会 | 6,100円 | |
| 共済金 | 猟友会 | 3,000～5,000円 | 免許の種類による |
| 任意保険 | 猟友会等 | 4,500円 | |
| 狩猟税 | 猟友会 | 5,500～16,500円 | 免許の種類による 対象鳥獣捕獲員に任命された方は免除 |
| 狩猟者登録手数料 | 猟友会 | 1,800円 | |
| 寄付金 | — | 200円 | |

【参考】 狩猟と有害鳥獣捕獲の違い

| | 狩猟 | 有害鳥獣駆除 |
|--------------|-----------------------------|--------------|
| 対象鳥獣 | 法律で決まっている | 許可証ごとに指定される |
| 時期 | 秋～冬(正確な時期は地域、 鳥獣によって異なる) | 許可証ごとに指定される |
| 目的 | 趣味・レジャー | 農林水産業被害対策等 |
| 狩猟免許以外に必要なもの | 狩猟者登録証 入林許可証等 | 捕獲許可証(従事者証)等 |